

2023年6月9日

関東地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

（1）受検支援に関して

受検手続支援サイトに受検情報を入力するが、別途試験実施機関に対しても受検申込書を作成する必要があり、二度手間となるという声があるため、手続きの簡素化・改善をお願いしたい。

（2）実習先変更支援に関して

実習先変更支援サイトについて、「フリーズする」、「エラーが表示される」といった声が寄せられている。外国人技能実習機構から「対処方法」がホームページにアナウンスされているが、今後も募集情報等が増加することが予想されるので、根本的な改善をお願いしたい。

（3）その他制度運営に関して

ホームページに掲載の送出機関リストについて、タイ等は日本国内の連絡先項目（担当者名、住所、電話、メール）が掲載されているが、スリランカとブルータンのリストについては日本国内の連絡先項目についての項目がない（掲載されていない）ので、項目を設けて情報を提供いただきたい（両国の送出機関が日本国内の連絡先を設置していないということであれば、何らかの形でない旨表示するようお願いしたい）。

2. 法務省関連

(1) 技能実習生の妊娠・出産に伴う技能実習生本人や子どもの在留資格に関して
外国人の妊娠・出産が社会的に大きな論点になっている中で、国内で出産を選
択した技能実習生本人や生まれた子どもの在留資格がどのように扱われるのか、
行政から十分な案内がないという声が寄せられている。このため、外国人が十分
理解できるように整理して周知していただくようお願いしたい。

3. 厚生労働省関連

(1) 技能検定等の受検に関して

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、
次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、各試験実施機関の
実態にも配意しつつ、行政として技能検定試験・技能実習評価試験の体制構築を
お願いしたい。

- ① 技能検定委員等の確保について、特に随時2級において自前での手配に苦慮
するなど、困難を来している（左官職種、ハム・ソーセージ・ベーコン製造
職種、婦人子供服製造職種、プラスチック成形職種等）。
- ② 受検場所の確保について、技能検定職種の場合自県では随時2級試験が実施
されないことや、技能評価職種の場合も自県での試験が円滑に実施されない
こと等により、受検地が他県の遠隔地になるなど、困難を来している（とび
職種、そう菜製造業職種、座席シート縫製職種、電子機器組立て職種等）。
- ③ 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式の
ものとなっていること、試験材の入手が困難であること、高価であることなど、
苦慮している（防水施工職種、帆布製品製造職種、プラスチック成形職種、塗装
職種等）。
- ④ 受検事務関係について、各都道府県職業能力開発協会・試験実施機関の日程
設定・調整が遅いこと、試験結果の連絡が遅いこと、告知なしの様式変更がある
ことなど、苦慮している（耕種農業職種、タイル張り職種、婦人子供服製造職種、
溶接職種等）。
- ⑤ 試験内容については、難易度が高すぎたり（水産加工食品製造業職種、そう菜
製造業職種、機械検査職種、工業包装職種等）、試験内容と実際の作業にずれが
あり（建具製作職種、水産練り製品製造職種、織布運転職種、電子機器組立て
職種等）、苦慮している。技能実習生向けの試験内容及び試験制度になるよう
見直しをして欲しい。

- ⑥ 過去問等の教材について、公開がないなどにより対策ができず困っている（溶接職種、宿泊職種、ゴム製品製造職種等）。
- ⑦ 受検料が材料費等も含め高いことに不満を持っている（座席シート縫製職種、電気機器組立て職種、溶接職種等）。

(2) その他制度運用に関して

業務従事や受検に必要となる安全衛生技能講習を近隣地域で受講することが困難であるという声があるため、受講機会の拡大をお願いしたい。

※公開の可否：公開可

以上

技能実習法に係る関東地区地域協議会 殿

2023年6月8日

日本労働組合総連合会
関 東ブロック連絡会
代 表 杉浦 賢次

外国人技能実習制度の適正な実施と関東地区地域協議会に関する意見書

外国人技能実習機構が技能実習計画の認定や実習実施者および監理団体に報告を受け、実地検査等を適正に行う中で技能実習生の権利保護の役割を担っています。更に制度が適正に実施されるよう、下記の項目について意見します。

記

1. 監理団体、実習先への指導強化

- (1) 中小企業で実習する外国人技能実習生に関わる個別、集団労使紛争には、早期解決を図るためにも労働組合との協議が出来る体制を作るように促すこと。また、実習先には、監理団体、送り出し機関も関係者として関与することが早期紛争解決に資することから、こうした指導を行うこと。
- (2) 実習先の不法行為や違法実習などにより、実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じ確實に次の実習先に転籍できるよう調整・支援を行うこと。また、実習生が監理団体の変更を求めた際は、いつでも実習先企業は監理団体を変更できるようにすること。
- (3) 優良な実習実施者の該当基準の一つに、実習生の労働組合加入についてユニオンショップ規定等において技能実習生を排除していないことなどの要件を盛り込むこと。
- (4) 監理団体の自浄作用を促進するため外部役員又は外部監査の措置を適切に行っているか厳格に調査すること。また、専門性を担保するために外部役員や外部監査は社会保険労務士などの専門家を設置するよう監理団体に促すこと。
- (5) 実習先が監理団体を設立し自社で監理事業を内制化することに対し、一定の規制をすること。
- (6) 全監理団体への年1回の巡回、全実習生への3年以内での巡回を完全履行する中で、計画通りの技術実習内容、労働条件確保がなされているかを確認するとともに、是正が必要な場合の適正な指導の強化と徹底を行い、改善報告の確認を必ず行うこと。
- (7) 技能実習責任者講習等の法定養成講習の講師を社会保険労務士や行政書士など知識が担保された者とし、かつ、より実務的なものへのカリキュラムの見直し、講習実施機関の定期的な見直

しを行うこと。

2. 外国人技能実習生への相談対応

- (1)直接、貴機構の相談機能が外国人技能実習生に周知されるための工夫を行い、多言語相談（8カ国対応）が可能なことをSNSなど通じて強くアピールして、実習生の労働条件確保、人権確保を行うこと。
- (2)技能実習生手帳を技能実習生がトラブルに遭遇したときに参考しやすいよう情報を整理し、構成を見直すなどその記載を改善すること。外国人技能実習機構の母国語相談の体制を強化し、夜間相談時間も設けること。
- (3)技能実習生と貴機構との間で双方向のやり取りができる、画像・音声・動画なども送付することができる母国語SNSの開設と技能実習生に対する当該SNSへの加入義務化を検討すること。
- (4)日本語能力や日本社会への理解が低い外国人技能実習生の団結権行使を担保するために、労働組合の位置づけと役割を来日前および来日後の必修研修事項とともに、受け皿となり得る労働組合の母国語相談窓口を技能実習生に周知すること。

3. その他の要請

- (1)地区地域協議会の構成メンバーとして、当該地域の労働組合団体(各地方連合会)を協議会構成員として加えることを提言すること。
- (2)国際人権法等に基づく人権擁護の観点から、極力、施設収容は行わないこと。また、入管に任せきりにしないこと。そのため、国と民間とも協力・連携しつつ、責任をもって収容代替施設を整備する方向で、具体的な検討を行うよう要請すること。
- (3)技能実習生総合保険など任意保険への加入を義務付けること。
- (4)海外の送り出し機関による我が国での実習生受け入れのための違法営業（実習生のあっせん行為）を防止するための措置を講じること。
- (5)監理団体が入国後講習を委託する一部施設の環境が劣悪であることについて調査を実施し、監理団体及び当該施設の生活環境改善のための指導を行うこと。
- (6)実習先変更支援サイトの改善と企業等への積極的な周知を行うこと。
- (7)失踪した実習生が発見された場合は、実習先及び監理団体にその旨を報告し失踪に至った原因を解明すること。

以上